

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案

輸入し、又は輸出される貨物を詰め、その詰替えを行わずに船舶及び自動車を用いて一貫運送されるコンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等に対し、当該コンテナに詰められた貨物の品目等に係る情報を貨物自動車運送事業者等に伝達すること等を義務付けるほか、当該コンテナの運送について貨物自動車運送事業者等が遵守すべき事項等について定める。

法案を取り巻く状況

円滑な国際物流を維持しつつ、自動車運送の安全確保を図る観点から、平成22年通常国会に提出した法案を見直し、船長が保有するコンテナ重量情報を安全対策に活用。



40フィートコンテナ(ISO規格)
長さ:40フィート(約12m)
最大積載量:30.48トン

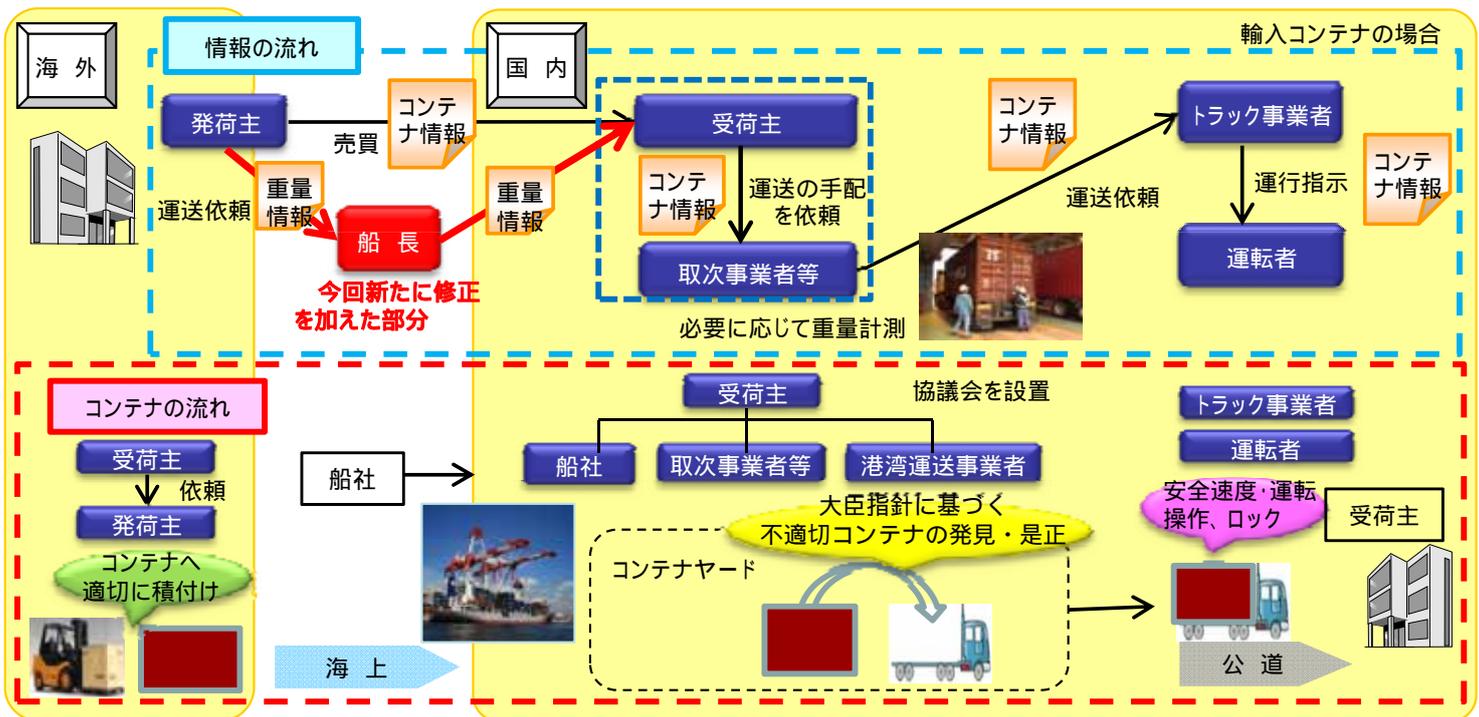
コンテナトレーラーに係る転覆・転落事故の発生状況

	輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	6	3	9
平成22年	10	4	14
平成23年	8	3	11
合計	36	17	53

死者 12名 重傷 8名

(平成18年以降6年間の合計)

概要



1. コンテナ情報の伝達等

輸入コンテナの場合

受荷主は、外国発荷主からコンテナ情報(重量、積付情報等)を取得(重量情報についてはコンテナを運送する船舶の船長からも取得)。

受荷主から運転者までの関係者は、コンテナ情報(品目、重量、積付情報等)を順次伝達。

受荷主は、重量情報が取得できなかった場合には、コンテナの重量を測定。

2. 港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正

受荷主は、不適切コンテナの確認又は是正のために必要な措置を実施。

3. トラック事業者・運転者の遵守事項等

トラック事業者及び運転者は、必要な安全指導、コンテナ情報等を踏まえた安全運転を実施。